

三好市健幸づくり条例が

制定されました

2月定例会議において、健幸づくり条例が可決され、4月1日から施行されました。この条例では、健やかで幸せに暮らし続けるといふ状態を「健幸」と表し、この健幸づくりを行うための基本理念などを定めています。

制定の理由

高齢化など社会情勢の変化が急速に進むとともに、疾病構造も変化し、市民の健康を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。このような状況の中、市、市民、地域団体、事業者、

主な内容

- 市の役割
- 市民・地域団体・事業者の役割
- 健幸づくり推進協議会の役割
- 健幸づくりの推進に関する施策
- 健幸づくりの啓発・教育・市民などに対する支援

保健医療関係者の協働の取り組みにより、市民の健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり元気でいきいきと暮らすことができる健幸のまち・三好市の実現を目指すことを目的としています。

三好市健幸づくり推進協議会委員の募集

三好市健幸づくり推進協議会委員を募集します。



「公募委員」として市民の方々に参画していただき、学識経験者や各種団体の代表者など市が選任した委員とともに、三好市の健幸づくりに関する事項について審議していただきます。

【募集資格】現在、満20歳以上の市民で、健幸づくり施策に対し、特に関心のある方

【募集人数】2名以内

【募集期間】5月29日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

【活動内容】三好市健幸づくりに関する事項について、審議してまいります。年3回予定の2時間程度の会議に出席していただきます。

【任期】委嘱の日から2年（ただし再任を妨げません）

【応募方法】様式は問いませんので、①氏名②住所③生年月日④職業⑤健康づくりに対する意見を明記の上、三好市保健センターまで、持参されるか郵送にてご応募ください。

【選考方法】応募者多数の場合は、市において年齢構成や意見などを総合的に考慮し、選考により決定します。

【結果通知】後日、本人に通知します。

【その他】委員となり会議に参加された場合は、市の定めた謝金をお支払いします。

【お申し込み・お問い合わせ先】
三好市役所健康づくり課
(三好市保健センター内)
電話 72・6767

平成27年度 健幸づくり講座 参加者募集

市民の健康づくりを目的に、健幸づくり講座を三好市保健センターで行います。参加希望の方は下記までお申し込みください。



【対象】40歳以上の市民 ただし、医師より運動制限を受けていない方

【募集定員】30人

【申込締切】5月29日（金）

【準備物】運動のできる服装、くつ、タオル、水分

【お申し込み・お問い合わせ先】三好市役所健康づくり課（三好市保健センター内）電話 72-6767

	日時・場所	内容
第1回	6月4日（木）13時30分～ 受付13時 三好市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> □ 講義「ロコモティブシンドロームを予防しよう」 講師：県立三好病院整形外科医 高原 茂之 先生 □ 実技「さあ、運動を始めよう～ウォーミングアップ～」 講師：健康運動指導士 幸田 貴美子 先生 □ 体力測定（片足立ち上がり・最大歩幅・筋力測定）
第2回	7月23日（木）10時～ 受付9時30分 三好市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> □ ミニ講座「いつまでたっても歯はいのち～噛むことの大切さ～」 講師：歯科衛生士 藤原 妙子 先生 □ 実技「さあ、からだを動かそう～有酸素運動編～」 講師：健康運動指導士 幸田 貴美子 先生
第3回	8月6日（木）10時～ 受付9時30分 三好市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> □ ミニ講座・実技 「さあ、からだを動かし、脳のトレーニングもしてみよう」 講師：健康運動指導士 幸田 貴美子 先生
第4回	9月10日（木）10時～ 受付9時30分 三好市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> □ ミニ講座「コツコツとろう、カルシウム（仮）」 講師：三好市管理栄養士 □ 実技「さあ、からだを動かそう～筋力アップ編～」 講師：健康運動指導士 幸田 貴美子 先生
第5回	10月8日（木）10時～ 受付9時30分 三好市保健センター	<ul style="list-style-type: none"> □ ミニ講座・実技 「さあ、からだを動かそう～総集編～」 講師：健康運動指導士 幸田 貴美子 先生

子どもの読書活動推進計画を策定しました

三好市のすべての子どもたちが、本に親しむ習慣を身につけることを願い、豊かな子どもの読書環境づくりを進めることを目指して、「三好市子どもの読書活動推進計画（平成27年度～平成31年度）」を策定しました。家庭・地域・学校などで連携・協力しながら取り組みを進めていきます。

お問い合わせ先 三好市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課 電話 72-3900

学校



読書習慣の定着化を図ります

小学校や中学校で、実施している「朝の一斉読書」など、全校あげての読書活動をさらに進めます。保育所・幼稚園などでは、日常的に保育の時間に読み聞かせを継続して実施し、絵本に親しむ機会の充実に努めます。

このほかに・・・
学校図書館の整備と活用の工夫を図り、魅力ある図書館づくりに努めます。また、保育所や幼稚園などの絵本コーナーの充実に努めます。

地域



読書イベントの充実を図ります

図書館や公民館、児童クラブなどで行っている「読み聞かせ」「おはなし会」などの読書イベントの推進を図り、気軽に読書に親しめる居場所づくりを推進します。

このほかに・・・
幅広く新鮮な児童書を提供するよう努めます。また、移動図書館車「あおぞら号」業務の充実を図ります。さらに、子どもの読書活動を推進するボランティア団体に対する支援に努めます。

家庭



ブックスタート事業を実施します

赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりと触れ合うひとときを持つきっかけづくりを行う「ブックスタート事業」を実施します。乳児股関節脱臼検診会場で、絵本の読み聞かせを楽しんでいただき絵本をプレゼントします。

このほかに・・・
家族で読書に親しむための取り組みについて、広報・啓発活動を行います。

申請受付は6月1日から 子育て世帯臨時特例給付金



三好市では、5月29日付けで子育て世帯臨時特例給付金の申請書および関係書類を平成27年6月分の児童手当・特例給付を受給されている方に郵送を予定しています。届きましたら、必要事項を確認の上、申請してください。

【対象者】

平成27年6月分の児童手当の支給を受けられる方で、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額内である方。

【対象児童】

支給対象者の平成27年6月分の児童手当対象となる児童。

【支給額】

対象児童1人につき3000円（1回限りの支給）

【申請期間】

申請受付は、6月1日から9月1日までです。できるだけお早めの手続きをお願い致します。

【支給の申請および支給の方法等】

申請の方法
申請書子育て支援課または各総合支所の窓口へ提出してください。

【支給の方法】

基本的には、申請者の口座への振込み給付となります。ただし、口座振込が困難な場合のみ窓口での現金給付となります。

【申請に必要な書類】

申請書
なお、児童手当振込口座と異なる

口座を希望される場合または現金による支給を希望される方は次の書類をご持参してください。

①申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証など）の写し

②受取口座の金融機関名、口座番号、口座人名義（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し（現金による支給を希望される方は必要ありません）

【支給の手順】

申請書をご提出いただき、振込みなどの手続きが整いましたら支給額や振込日など支給内容に記載した決定通知書を受給者の方に送付します。届きましたら内容をご確認ください。

なお、現金支給の場合は、受け取り時にも本人確認させていただきます。

【公務員の方】

児童手当を所属庁から受けている公務員の方につきましては、市から申請書は送られてきません。職場で交付された所属庁の証明がある「申請書（公務員用）」を、申請開始時期となりましたらご申請ください。

詐欺などの犯罪にご注意ください



三好市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いすることが絶対ではありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

三好市や厚生労働省などが、子育て世帯臨時特例給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

ご自宅などにごこのような電話がかかってきた場合や、郵便などが届いた場合は、三好市役所や最寄りの警察署に、ご連絡ください。

お問い合わせ先

三好市福祉事務所子育て支援課
☎72-7648

児童手当制度のご案内



【支給対象】

児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

【支給月額】

- ・3歳未満
一律 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了まで
第1子・2子 1万円
第3子以降 1万5千円
- ・中学校修了前
一律 1万円

・所得制限限度額以上年齢にかかわらず

児童1人につき 5千円

【支払時期】

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【児童手当現況届】

児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日にお

る状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

平成27年5月29日付で現況届を発送します。添付書類を添えて、期限内に提出してください。お手元に現況届が届いていない場合は、ご連絡ください。

【提出期日】

6月1日（月）～30日（火）
（土日を除く）

【添付書類】

▽健康保険被保険者証の写しなど
▽前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書もしくは、所得課税証明（平成27年1月1日に三好市管内に住民票のなかつた方）
▽その他、必要に応じて提出する書類があります。

【提出・お問い合わせ先】

三好市福祉事務所子育て支援課
☎72-7648
各総合支所